

## 厚岸町議会 第2回定例会

令和元年6月21日  
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和元年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
  
- 議長（堀議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
  
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番南谷議員、6番佐藤議員を指名いたします。
  
- 議長（堀議員） 日程第2、議案第66号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
総合政策課長。
  
- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第66号厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。  
議案書82ページをお開きください。  
政府は、平成28年11月18日、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立し、消費税率の10%への引き上げを令和元年10月1日と決定いたしました。  
その後、平成31年4月17日、北海道を通じ総務省より各地方公共団体においても、消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、令和元年10月1日の消費税率の引き上げに向け、適切に対処されるよう地方自治法第245条の4に基づく通知があったところであります。  
町といたしましても、国の通知の基づくとともに、町民への周知期間など諸般の事情を勘案し、使用料等に転嫁している消費税率を引き上げる条例案を、今般提出するものであります。  
なお、戸籍等の手数料につきましては、5月21日の閣議決定において決定された地方公共団体の手数料の標準に関する制令について、北海道を通じ総務省より通知されておりますが、

厚岸町に関連する改正はありません。

このたびの改正案の基本的な考え方を申し上げます。

一つ目は、現行の8%の消費税分を含む料金を、改正案は10%に置きかえた料金とすること。

二つ目は、1回当たりの単位を用いているものは、現行と同様に10円未満を切り捨てた料金とすること。

三つ目は、現行と同様に時間、量、延長、面積、距離・面積など単位とするものは、小数点までの表示とすること。

四つ目は、改定に伴い、便乗値上げとならないよう消費税率の引き上げ分のみの改正とすることです。

次に、条例の改正手法につきましては、改正理由と改正内容がほぼ同じであることから、各使用料等を規定しております29件の条例を各条ごとに改正案を規定し、一括の条例案として提出する手法を用いております。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第66号説明資料①、厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例新旧対照表により行います。

新旧対照表をごらんください。

左側が消費税率8%を含んだ現行の金額、右側が消費税率10%を含んだ改正案の金額。下線を引いた箇所が、今回の改正しようとする部分であります。

まず初めに、1ページから2ページにわたり、第1条は厚岸町地区コミュニティセンター条例の一部改正であります。光栄地区コミュニティセンターと上尾幌地区コミュニティセンターの別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料、別表第3が葬祭使用料についての改正であります。別表第1と別表第2は、1時間当たりの額を表示しており、それに基づいた算出後の10円未満の端数を切り捨てた金額が使用料となります。一方、別表第3は、1回当たりの額であることから、10円未満の端数を切り捨てた額を表示しております。それぞれ、記載のとおり改正となっており、項目ごとの説明を省略させていただきます。

以下、同様の説明とさせていただきます。

第2条は、厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。厚岸情報ネットワークの告知情報端末を使用した場合の基本料と加算料について記載のとおり改正であります。

第3条は、3ページから9ページにわたり、厚岸町地区集会所条例の一部改正であります。別表第1が町内の14の地区集会所ごとの各室の施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料、別表第3が葬祭使用料の改正であります。

第4条は、9ページから10ページにわたり、厚岸町多機能共生型地域交流センター条例の一部改正であります。別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料の改正であります。

第5条は、10ページから11ページにわたり、厚岸町生活館条例の一部改正であります。別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料、別表第3が葬祭使用料の改正であります。

第6条は、11ページから12ページにわたり、厚岸町生活改善センター条例の一部を改正であります。別表第1が施設利用料金、別表第2が電気・暖房利用料金、別表第3が葬祭

利用料金の改正であります。

13ページ、第7条は、厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正。がん検診に要する費用の一部負担額の改正であります。

第8条は、厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正。インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌感染症予防接種に要する費用の一部負担額の改正であります。

第9条は、13ページから14ページにわたり、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。(1)は、多量の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の額。(2)は、一般廃棄物処理手数料の額。(3)は、持込み廃棄物手数料の額。(4)は、し尿処理手数料の額の改正であります。

第10条は、14ページから15ページにわたり、厚岸町墓地及び霊園条例の一部改正であります。霊園の管理料の改正であります。

第11条は、15ページから16ページにわたり、別寒辺牛湿原自然観察施設条例の一部改正であります。カヌー駅及び別寒辺牛湿原広場の占用及び行為等の使用料の改正であります。単位欄で1日につきと定めている項目で、金額欄が一月未満について消費税率を乗じた金額とし、非課税となる一月以上については、消費税率を乗じない金額としております。

第12条は、16ページから17ページにわたり、厚岸町木工センター条例の一部改正であります。別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料の改正であります。

第13条は、17ページから20ページにわたり、厚岸町農業農村活性化施設条例の一部改正であります。尾幌酪農ふれあい広場、上尾幌ふれあい体験農園の別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料、別表第3が附属設備・備品使用料、別表第4が占用及び行為等の使用料、別表第5が葬祭使用料の改正であります。

第14条は、厚岸町若齢牛育成センター条例の一部改正であります。別表若齢牛育成センターの利用料金設定基準額の改正であります。

第15条は、20ページから21ページにわたり、厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。町営牧場の使用料と手数料の改正であります。

第16条は、21ページから22ページにわたり、厚岸町漁村環境改善総合センター条例の一部改正。

第17条は、22ページから23ページにわたり、厚岸町床潭地区漁村センター条例の一部改正であります。それぞれ別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料、別表第3が葬祭使用料の改正であります。

24ページ、第18条は、厚岸味覚ターミナルコンキリエ条例の一部改正であります。別表第1が厚岸味覚ターミナルコンキリエの施設利用料金、別表第2が電気・暖房利用料金の改正であります。

第19条は、25ページから29ページにわたり、厚岸町普通河川管理条例の一部改正であります。別表のとおり、町が管理する普通河川の流水占用料及び土砂の採取料、その他河川産出物採取料の改正であります。

第20条は、29ページから31ページにわたり、厚岸町都市公園条例の一部改正であります。別表のとおり、公園を占用する場合及び行商などの行為をする場合の使用料の改正と有料公園施設であるパークゴルフ場を利用する場合の使用料及び用具使用料の改正であります。

第21条は、31ページから32ページにわたり、厚岸町公園条例の一部改正であります。別表

のとおり、都市公園以外の公園について、占用及び行為等の使用料の改正であります。

第22条は、32ページから35ページにわたり、厚岸町緑のふるさと公園条例の一部改正であります。森林センターや愛冠野営場などの別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料、別表第3が占用及び行為等使用料の改正であります。

第23条は、35ページから38ページにわたり、厚岸町公民館条例の一部改正であります。大田地区公民館ほか各分館の別表第1が施設使用料、別表第2が電気・暖房使用料、別表第3が葬祭使用料の改正であります。

なお、この厚岸町公民館条例の葬祭使用料につきましては、改正前の使用料算出方法に誤りがあることが判明したことから、算出方法を改めた上で消費税率10%を転嫁したところ、改正後の使用料が改正前の使用料より減額となったものであります。

第24条は、厚岸町郷土館条例の一部改正であります。郷土館の入館料の改正であります。

第25条は、厚岸町海事記念館条例の一部改正であります。海事記念館の入館料の改正であります。

第26条は、厚岸町太田屯田開拓記念館条例の一部改正であります。太田屯田開拓記念館の入館料の改正であります。

39ページ、第27条は、厚岸町B&G海洋センター条例の一部改正であります。別表のとおり施設使用料の改正であります。

第28条は、39ページから40ページにわたり、厚岸町温水プール条例の一部改正であります。別表のとおり施設使用料の改正であります。

第29条は、40ページから41ページにわたり、厚岸勤労者体育センター条例の一部改正であります。別表のとおり施設使用料の改正であります。

議案書99ページをお開きください。附則であります。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。ただし、第9条中の厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第1号ア及び同条第2号の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第66号説明資料②をごらんください。

平成29年度決算をベースとして、今回の改正案による歳入の増見込み額を試算したものであります。上段の表の歳入増見込額の合計金額は、約596万円と試算しております。なお、下段の表は、農業水道使用料、手数料の増見込み額を参考に付しておりますので、参照願います。

別途配付の議案第66号参考資料その1をごらんください。

平成29年度決算をベースとした各歳入を特定財源として充当する各事務事業ごとの消費税率引き上げ分を試算したものであります。上段表の歳出増見込額は、約963万円と試算しております。なお、下段の表は、農業水道使用料・手数料の歳出増見込額を参考に付しておりますので、参照願います。

また、本条例改正のほか、消費税率の引き上げに伴い、厚岸町きのこ菌床センター条例施行規則の一部改正及び厚岸町カキ種苗センター条例施行規則の一部改正を行うものであります。その内容と影響額についても、議案第66号参考資料その2、その3を配付しておりますので、ご参照願います。

今回の改正につきましては、一部の使用料に算出方法の誤りが判明したことについて、深

くおわびを申し上げるとともに、二度とこのようなことが起きないように真摯に反省し、今後は細心の注意を払いながら改正条文の作成をまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。大変申しわけございません。

以上、議案第66号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第67号 厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第67号厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書100ページをお開きください。

このたびの条例改正は、消費税と地方消費税をあわせた消費税率が現行の8%から10%に引き上げることに伴い、厚岸町公共下水道の下水道使用料並びに厚岸町上水道、簡易水道、農業用水道の水道料金及び給水装置工事に係る手数料を現在の8%の消費税を含んだ金額から10%の消費税を含んだ金額に改め、あわせて厚岸町公共下水道条例において字句の整理を行おうとするもので、水道課で所管する三つの条例の一部を改正するものであります。

消費税率の改正にかかわる改正案の基本的考えは、さきに可決した議案第66号厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例と同様であります。

なお、これから行う改正案の説明は議案書に行わせていただきますので、別にお配りしている議案第67号説明資料①、厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例新旧対照表について、あわせてご参照いただきたいと思います。

議案書の100ページをごらんください。

第1条は、厚岸町公共下水道条例第35条第4号に規定している過料の該当者についての改正であります。

新旧対照表1ページをごらんください。

厚岸町公共下水道条例第35条第4号に規定する過料の該当者として、第10条の2を加える改正です。第10条は、著しく公共下水道の施設機能を妨げ、もしくは損傷の恐れがある下水を排出する者に対し、除害施設を設けなければならない政令で定める水質の範囲を規定するもので、第10条の2とは、公共下水道から放流水の水質を確保するため、除害施設を設けなければならない水質の基準を規定するものです。平成13年7月に放流水の水質に関する条例を改正した際に、第35条第4号の規定に第10条の2を加えるべきところを、過料の該当者に改正が漏れていたことが判明したため、過料の該当者に10条の2を加えるものです。なお、これまで過料の規定に該当した者はありませんでしたことをあわせてご報告申し上げます。

条例を改正した際に、その内容を他の条文に適切に反映させてこなかったことは、下水道法の趣旨からも不適切で、大変申しわけなくお詫び申し上げます。今後、事業執行と条例の整合性に十分注意し、業務に当たる所存ですので、ご理解願いたいと思います。

次に、別表1の改正であります。

新旧対照表1ページをごらんください。

別表の左が8%の消費税を含んだ現行の下水道使用料の金額、右が10%の消費税を含んだ改正案の金額、下線を引いた箇所が改正しようとする部分であります。

議案書100ページにお戻りください。

第2条、第3条は、厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例に定める給水装置工事にかかわる手数料と別表に定める水道料金の改正であり、改正内容が同じため、あわせて説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

新旧対象表1ページ下段から3ページ上段は、厚岸町水道事業給水条例の改正内容。3ページ中段から4ページは、厚岸町農業用水道給水条例の改正内容で、ともに左が8%の消費税を含んだ現行の金額、右が消費税を含んだ改正案の金額、下線を引いた箇所が改正しようとする部分であります。

議案書101ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

第2項は、下水道使用料及び水道料金の適応に関する経過措置を規定しており、法律の改正に伴う経過措置として、法律の施行日前から使用を継続している下水道使用料や水道料金については、施行日から令和元年10月31日までの間に料金を支払いを受ける権利が確定する者は、旧税率を適用するとされていることから、改正後の料金については、令和元年11月分の下水道使用料及び水道料金から適用するものとし、同日前の期間に対するものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

第3項は、手数料の適用に関する経過措置を規定しており、改正後の手数料は施行日以後の申込みについて適用し、施行日前の申込みにおいては、なお従前の例によるものであります。

附則第2項と3項については、前回消費税が8%に引き上げられたときと同様の考えによるものです。

議案67号説明資料②をごらんください。

平成29年度決算ベースとして、今回の改正案による歳入増の見込み額を試算したものと家事用の用途における使用水量別の料金への影響を記載しております。上段の歳入増見込額の表をごらんください。表の左は、今回の条例案の条を記載しており、右側に増額の見込み額を試算しております。

第1条の公共下水道使用料は178万405円の歳入増。第2条のうち、上水道の水道料金は512万1,506円、手数料は8,320円の歳入増。簡易水道の水道使用料は101万6,451円、水道手数料は1,600円の歳入増。第3条の農業用水道使用料は25万8,771円、農業水道手数料は560円の歳入増となる見込みです。

下段の使用水道別料金影響額をごらんください。

これは、家事用の場合の料金を比較したものです。平成30年度の家事用平均使用水量の12立方メートルの場合では、水道のみを使用している場合は月額60円、下水道も使用している場合は上下を合わせて月額110円の影響が生じることとなります。

議案67号参考資料をごらんください。

消費税率の引き上げに伴う使用料・手数料を充当する各事業ごとの歳出影響額について記載しています。表、右の米印をつけている箇所が、歳出増の見込み額を試算したものです。

第1条の下水道事業は、148万3,704円の歳出増。第2条のうち、上水道事業は147万9,569円の歳出増、簡易水道事業は87万9,670円の歳出増。第3条の農業水道は34万70円の歳出増と試算しており、参考にしていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第4、議案第68号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） ただいま上程いただきました議案第68号厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書102ページをお開きください。

このたびの改正は、本年10月1日からの消費税率の消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、町立病院の診療、その他の業務に係る使用料及び手数料の額を改めるほか、消費税の転嫁についてよりわかりやすくするための字句の改正と、使用料を徴収する保険外併用療養制度として法令で定める保険適用の対象となっているものとなっていないものを組み合わせて行うことが認められている選定療養の種類を加える改正をするものであります。

なお、消費税率の引き上げに係る改正案の基本的な考え方は、さきに議決をいただいた議案第66号厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例及び議案第67号厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例と同様でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

それでは、別にお配りしている議案第68号説明資料①、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて議案第68号説明資料②、消費税引き上げに伴う使用料及び手数料収入影響額を配付してございますので、ご参照してください。

新旧対象表の1ページであります。

別表の全部改正として、別表の1、使用料については、町立病院が行う選定療養の種類及びその使用料について規定していますが、初めに特別病室料については、現行の消費税率8%を含んだ料金を消費税率10%を含んだ額にそれぞれ改めるものであります。

次に、特別長期入院料については、消費税の転嫁について税率を明記することで、よりわかりやすくするための字句の改正であります。

次に、リハビリテーション料の区分については、リハビリテーション料を診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた選定療養に改めることで、これまでのリハビリテーションのほか、患者の不安を軽減する必要がある場合における臨床検査等を新たに使用料の徴収対象とし、この使用料の額を健康保険法の規定による診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額とするものであります。

次に、2ページをごらんください。

別表の2、手数料につきましては、区分にある一般診断料から自動車損害賠償責任保険明細書料の各項について、それぞれ料金及び種類について規定しておりますが、現行の消費税率8%を含んだ料金を消費税率10%を含んだ料金にそれぞれ改めるものであります。

議案書103ページにお戻りください。

附則であります。



この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。また本条例改正と同様に消費税の引き上げ等に伴い、病院徴収実費規則の一部改正を行います。その内容と影響額についても参考資料としてお配りしておりますので、ご参照ください。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前11時12分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第5、議案第43号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算を再び議題といたします。

本件の審査については、令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

- 予算審査特別委員長（大野議員） 令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第43号令和元年度厚岸町一般会計補正予算の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） 議案第43号令和元年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
  
- 議長（堀議員） 日程第6、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。  
職員の朗読を行います。
  
- 議事係長（福田係長） 意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書。  
上記議案を次のとおり提出する。  
令和元年6月19日。  
提出者、厚岸町議会議員 竹田敏夫。  
賛成者、厚岸町議会議員 大野利春、同じく室崎正之、同じく佐藤淳一。  
新たな過疎対策法の制定に関する意見書。  
過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。  
しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放棄による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。  
過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。  
過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。  
現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。  
過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。  
よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。  
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。  
令和元年 月 日。  
北海道厚岸郡厚岸町議会議長 堀守。

参考、送付先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

- 議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1 番、竹田議員。

- 竹田議員 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてであります。

この意見書の提出理由につきましては、ただいま職員が朗読した意見書の内容に尽きるものであります。過疎地域にあっては、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させるよう、この意見書を提出するものであります。

特に、昭和45年に制定されて以来、過疎がより過疎を生んでいる過疎地域であります。少子高齢化の進み、そして災害等の起きる中で、どうしても必要な措置法であるというふうに思いますので各議員につきましては、諮問をご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（堀議員） 日程第7、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員会から提出されております。

この際、委員長に対する質疑・討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。  
次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり各委員会から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時21分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年6月21日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員